

冊子1

令和 3 年 1 0 月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

10月定例会（1）

開催日時 令和3年10月7日（木） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議 題

○第18号議案

文化財の県指定について

（学芸文化課）

4 報 告

（1）令和3年9月定例県議会の概要について

（各課共通）

（2）令和3年度普通会計定期監査（前期）の結果及び措置状況について

（各課共通）

（3）令和4年度県立学校職員（実習助手、寄宿舍指導員、船員）採用試験について

（高校教育課）

（4）高校生の活躍について

（高校教育課）

（5）令和4年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科用図書
の採択結果について

（高校教育課・特別支援教育課）

文化財の県指定について

(提案理由)

長崎県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、下記文化財を新たに県指定文化財に指定しようとするものである。

(内 容)

◇県指定する文化財

有形文化財（美術工芸品）「^{おきの こうじまじんじやでんせいとうじき}沖ノ神嶋神社伝世陶磁器」（小値賀町）

【指定理由】

沖ノ神嶋神社は、小値賀本島の東に位置する^{のざきじま}野崎島の北端にあり、古くから海上交通の^{ようしやう}要衝として広く信仰を集めていた。

神社に伝わる陶磁器18点は、14世紀から17世紀までの中国・タイなどから輸入された^{ぼうえきとうじ}貿易陶磁を主体としたもので、壺類12点、皿類3点、^{ふたもの}蓋物1点、^{ししがたこうろ}獅子形香炉2点からなる。

中国産の壺類には、ルソン壺^(※1)と通称される厚手で大型の壺のほか、1323年に^{ぜんらんなんどうしんあんおき}韓国全羅南道新安沖で沈没した貿易船に積まれていたものと類似する中国産の^{こつぽ}小壺などがある。そのほか^{さんさいいんこくはなもんふたもの}三彩陰刻花文蓋物は、中国・明時代（16世紀）の^{か なんさんさい}華南三彩^(※2)と考えられるが、伝世例が知られておらず、今後の陶磁器研究にとって重要資料といえる。

本件は、沖ノ神嶋神社の奉納品として伝世するとともに、中国・東南アジアに及ぶ広域的な海外貿易の実態を示し、かつほぼ完形をとどめた、県内でも貴重な貿易陶磁の事例として学術的価値が高く、県有形文化財に指定するものである。

〔用語解説〕

(※1) ルソン壺…桃山時代末期に、当時の貿易船がルソン島（フィリピン）経由で日本へ輸入されたことに由来する、広東省を中心に中国南部で作られた壺のこと。

(※2) 華南三彩…中国南部（広東・広西・海南島など）で焼かれた三色の釉（うわぐすり）からなる陶磁器。16世紀から17世紀半ばまで海外へ輸出されていた。

（参 考）長崎県文化財保護条例（抄）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、長崎県文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。



おきのこうじまじんじゃでんせいとうじき
【写真1】 沖ノ神嶋神社伝世陶磁器



さんさいいんこくはなもんふたもの
【写真2】 三彩陰刻花文蓋物

今回の指定後の県内における指定文化財の件数

令和3年10月7日現在

区 分		現在の 指定等 の件数	今回増減	指定後 の件数
指定別	種 別 分 類			
国指定	国宝	3		3
	重要文化財	68		68
	重要無形文化財	0		0
	重要無形民俗文化財	8		8
	重要有形民俗文化財	0		0
	特別史跡	2		2
	史跡	30		30
	特別名勝	1		1
	名勝	6		6
	特別天然記念物	0		0
	天然記念物	35		35
	国 指 定 計		153	0
国選定	重要文化的景観	7		7
	重要伝統的建造物群保存地区	4		4
	国 選 定 計		11	0
国登録	登録有形文化財（建造物）	129		129
	登録有形文化財（美術工芸品）	1		1
	登録記念物（名勝地関係）	3		3
	登録記念物（遺跡）	0		0
	国 登 録 計		133	0
国 指 定 ・ 選 定 ・ 登 録 計		297	0	297
国 認 定 重 要 美 術 品		4		4
県指定	有形文化財	153	1	154
	建造物	(32)		(32)
	美術工芸品	(121)	(1)	(122)
	無形文化財	5		5
	有形民俗文化財	10		10
	無形民俗文化財	22		22
	史跡	94		94
	名勝	1		1
天然記念物	105		105	
県選定	保存技術	0		0
県 指 定 ・ 選 定 計		390	1	391
国 ・ 県 合 計		691	1	692

報 告 事 項 (1)

各 課 共 通

件 名	令和3年9月定例県議会の概要について
概 要	<p>1. 日 程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>会 期 令和3年9月10日～令和3年10月7日</p> <p>一 般 質 問 令和3年9月16日～令和3年9月21日</p> <p>常任委員会 令和3年9月27日～令和3年9月28日</p> </div> <p>2. 議 案</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">原案のとおり可決</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第110号議案（予算議案） 令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）のうち関係部分 <p>3. 一般質問における主な質疑事項（報告事項（1）資料1～14頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援について ～発達障害児対策について～ （溝口芙美雄議員） ・ 知事の基本姿勢について ～新型コロナウイルス感染症対策について～ （溝口芙美雄議員） ・ 文化歴史遺産について ～松浦「鷹島神崎遺跡」について～ （西川克己議員） ・ 教育行政 （中山功議員） <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校改革について ○ ふるさと教育の推進について ○ 長崎県内5工業高校による世界一プロジェクト（仮称）について ・ 新型コロナウイルス感染症の更なるリスクに備える ～公立小中学校における「オンライン授業」や「登校とオンライン併用」の取り組み～ （中村泰輔議員） ・ GIGAスクール構想と県立高校入試制度 （中村泰輔議員） ・ 食育の取り組みについて （山口経正議員）

・ 県立松浦高校の普通科改編について (石本政弘議員)

・ 教育行政について (赤木幸仁議員)
○ 子供たちの教育機会担保
○ 包括的性教育への取り組み

・ 教育行政について (外間雅広議員)
○ 義務教育における水泳指導の民間との連携について
○ 幼保小連携について

・ 新型コロナウイルス感染症対策について
～ 全国大会等から帰県する生徒や指導者のPCR検査について～
(外間雅広議員)

・ 県立高等学校普通教室の空調設備の公費負担について (浦川基継議員)

4. 文教厚生委員会等における主な質疑事項(報告事項(1)資料14～22頁)

○ 第110号議案 令和3年度長崎県一般会計補正予算(第11号)のうち関係部分

・ 繰越明許費について

○ 陳情審査 10件

○ 所管事務に関する質疑

・ 5工業高校等による世界一プロジェクトについて

・ 全国学力テストについて

・ 新規採用教職員の研鑽について

・ 「ながさきスポーツビジョン2021～2025」について

・ スポーツ指導者の育成と資金の確保について

・ ICT化のハードとソフト面での長崎県の取組について

・ 「生理の貧困」への対応について

・ 不登校児童・生徒への対応について

・ 県立学校他の災害リスクについて

・ 児童・生徒の新型コロナウイルス感染発覚時の対応について

・ 講師不足における対策について

・ 中学校総合体育大会における外部指導者の取り扱いについて

- ・東京女児の端末チャットのいじめによる自殺を受けた対策について
- ・不織布マスクの徹底指導について
- ・千々石ミゲル発掘調査に対する県の見解と保存活用に向けた支援について

報 告 事 項 (2)

各 課 共 通

件 名	令和3年度普通会計定期監査（前期）の結果及び措置状況について
概 要	<p>令和3年10月6日、県監査委員から県教育委員会教育長に対して、地方自治法第199条の規定に基づき、令和3年度普通会計定期監査（前期）の結果に関する報告書が提出された。</p> <p>1 監査実施日 令和3年8月23日（本庁各課室）</p> <p>2 対象機関数 11機関（本庁10課1室）</p> <p>3 対象期間 令和2年度～監査実施日</p> <p>4 結 果 ○指摘事項3件</p> <p style="padding-left: 20px;">令和3年度定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧表のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">○意見なし</p>

令和3年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

機 関 名	内 容	措置状況
生涯学習課	消耗品等出納簿(切手)において、帳簿と現物の残数量が一致していない。	切手の取扱に関する知識や認識、点検にかかる体制が不十分であったことにより生じたものであります。 今後は、同様の事案が生じないよう所属内で共有し、規則等を再度確認するほか、切手の受入や払出の際にも複数の職員で確認するなど、適切な事務処理に努めてまいります。
義務教育課	「キャリア教育」に関する記録映像制作作業業務及び「授業アイデア事例」映像制作作業業務において、提供したデータの記録媒体の返却後の処理が確認できない。	実際に記録媒体の返却は確認しているものの、書面による確認の必要性について認識が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、業者が記録媒体を返却する際には、返却及び提供データの破棄を記載した文書の提出を求めることとし、適切な事務処理に努めてまいります。
体育保健課	形上湾ボート場管理運営業務委託において、再委託の承認がされていない。	当該業務委託のなかの消防用設備点検業務について再委託にあたる認識がなかったことにより生じたものであります。 今後は、再委託の有無について、施行内容及び契約同時に所属内で確認するとともに、再委託が必要な場合は、書面による県の承諾が必要であることを委託先に対し指導してまいります。

報 告 事 項 (3)

高校教育課

件名	令和4年度県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員、船員）採用試験について		
概要	<p>1 職 種 (1) 実習助手（理科、農業、工業(機械、電気、化学、土木)、商業、特別支援） (2) 寄宿舎指導員 (3) 船員（機関員）</p> <p>2 募集人数及び出願資格 《A採用（障害者特別採用選考）》</p>		
	募集職種	募集人数	対象者及び資格
実習助手	理 科	若干名	①昭和37年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある
	商 業		
	特別支援		
※上記手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。			
	《B採用》		
	募集職種	募集人数	対象者及び資格
実習助手	理 科	1名	①昭和37年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある
	特別支援	1名	
	農 業	1名	①昭和37年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者
	工 業 (機 械)	2名	
	工 業 (電 気)	1名	
	工 業 (化 学)	1名	
	工 業 (土 木)	1名	
	商 業	1名	
寄宿舎指導員	1名	①昭和37年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者	

募集職種		募集人数	対象者及び資格
船員	機関員	1名	①昭和42年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ②4級以上の海技士（機関）の免許を有する者又は令和4年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ③令和4年4月以降の乗船が可能な者 ④地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

3 出願期間 【実習助手・寄宿舍指導員】

令和3年10月11日（月）～令和3年10月29日（金）
 ※当日消印有効 持参の場合は午後5時まで

【船員】

令和3年10月11日（月）～令和3年12月 3日（金）
 ※当日消印有効 持参の場合は午後5時まで

4 第1次試験（実習助手及び寄宿舍指導員のみ）

- (1) 試験日時 令和3年11月11日（木）午前9時30分～
- (2) 試験会場 長崎県庁行政棟1階 大会議室A、B、C
（長崎市尾上町3-1）
- (3) 試験内容 ①一般教養試験 ②適性検査
- (4) 合格者発表 令和3年11月30日（火）予定

5 第2次試験（第1次試験合格者および船員受験者に対して）

- (1) 試験日 令和3年12月13日（月）
- (2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階
（長崎市尾上町3-1）
- (3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接
- (4) 合格者発表 令和4年1月14日（金）予定

報 告 事 項 (4)

高 校 教 育 課

件 名	高校生の活躍について																																																																				
概 要	<p>(1) 大会名 「第16回若年者ものづくり競技大会」 (主催：厚生労働省、中央職業能力開発協会)</p> <p>(2) 開催日 令和3年8月4日(水)～8月5日(木)</p> <p>(3) 開催場所 愛媛県</p> <p>(4) 成績</p> <p>①金賞／厚生労働大臣賞 「機械製図(CAD)」職種 長崎工業高校 機 械 科 2年 乙成 拓海 「フライス盤」職種 島原工業高校 機械システム科 3年 山下 隼他</p> <p>②銀賞 「木材加工」職種 長崎工業高校 インテリア科 3年 山森 千萌</p> <p>③銅賞 「電子回路組立て」職種 長崎工業高校 情報技術科 3年 大石 滯弥 「ウェブデザイン」職種 長崎工業高校 インテリア科 3年 木村 想 「業務用ITアプリケーション」職種 長崎工業高校 情報技術科 2年 坂本 寛弥</p> <p>④敢闘賞 「ウェブデザイン」職種 長崎工業高校 インテリア科 3年 土嶋野々花</p> <p>(5) 競技内容等</p> <p>○職業能力開発施設や工業高校等において、企業等に就業していない技能を習得中の20歳以下の若年者を対象にした競技大会で、旋盤や電気工事、木材加工等15職種の競技種目において技能を競う全国大会。</p> <p>○本県高校生は同大会において、過去に22名が金賞(第1位：厚生労働大臣賞)を獲得している。</p>																																																																				
区 分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1回 (H18)</th> <th>第2回 (H19)</th> <th>第3回 (H20)</th> <th>第4回 (H21)</th> <th>第5回 (H22)</th> <th>第6回 (H23)</th> <th>第7回 (H24)</th> <th>第8回 (H25)</th> <th>第9回 (H26)</th> <th>第10回 (H27)</th> <th>第11回 (H28)</th> <th>第12回 (H29)</th> <th>第13回 (H30)</th> <th>第14回 (R1)</th> <th>第15回 (R2)</th> <th>第16回 (R3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 賞 (第1位)</td> <td>建築大工</td> <td></td> <td>電気工事</td> <td></td> <td></td> <td>自動車整備</td> <td>木材加工 自動車整備</td> <td>フライス盤 木材加工</td> <td>自動車整備</td> <td>フライス盤 木材加工 自動車整備</td> <td>フライス盤 木材加工 自動車整備</td> <td>機械製図CAD フライス盤 木材加工 自動車整備</td> <td>フライス盤</td> <td>機械製図CAD 旋盤 木材加工</td> <td style="text-align: center;">中 止</td> <td>機械製図CAD フライス盤</td> </tr> <tr> <td>銀 賞 (第2位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電気工事</td> <td>自動車整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旋盤</td> <td></td> <td>電気工事</td> <td>旋盤</td> <td>フライス盤 電子回路組立</td> <td></td> <td>木材加工 電子回路組立</td> </tr> <tr> <td>銅 賞 (第3位)</td> <td></td> <td></td> <td>自動車整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自動車整備</td> <td>木材加工 木材加工</td> <td>木材加工</td> <td>木材加工</td> <td>旋盤</td> <td>木材加工</td> <td></td> <td></td> <td>木材加工 ウェブデザイン 自動車整備 ・アプリケーション</td> </tr> </tbody> </table>		第1回 (H18)	第2回 (H19)	第3回 (H20)	第4回 (H21)	第5回 (H22)	第6回 (H23)	第7回 (H24)	第8回 (H25)	第9回 (H26)	第10回 (H27)	第11回 (H28)	第12回 (H29)	第13回 (H30)	第14回 (R1)	第15回 (R2)	第16回 (R3)	金 賞 (第1位)	建築大工		電気工事			自動車整備	木材加工 自動車整備	フライス盤 木材加工	自動車整備	フライス盤 木材加工 自動車整備	フライス盤 木材加工 自動車整備	機械製図CAD フライス盤 木材加工 自動車整備	フライス盤	機械製図CAD 旋盤 木材加工	中 止	機械製図CAD フライス盤	銀 賞 (第2位)				電気工事	自動車整備					旋盤		電気工事	旋盤	フライス盤 電子回路組立		木材加工 電子回路組立	銅 賞 (第3位)			自動車整備					自動車整備	木材加工 木材加工	木材加工	木材加工	旋盤	木材加工			木材加工 ウェブデザイン 自動車整備 ・アプリケーション
	第1回 (H18)	第2回 (H19)	第3回 (H20)	第4回 (H21)	第5回 (H22)	第6回 (H23)	第7回 (H24)	第8回 (H25)	第9回 (H26)	第10回 (H27)	第11回 (H28)	第12回 (H29)	第13回 (H30)	第14回 (R1)	第15回 (R2)	第16回 (R3)																																																					
金 賞 (第1位)	建築大工		電気工事			自動車整備	木材加工 自動車整備	フライス盤 木材加工	自動車整備	フライス盤 木材加工 自動車整備	フライス盤 木材加工 自動車整備	機械製図CAD フライス盤 木材加工 自動車整備	フライス盤	機械製図CAD 旋盤 木材加工	中 止	機械製図CAD フライス盤																																																					
銀 賞 (第2位)				電気工事	自動車整備					旋盤		電気工事	旋盤	フライス盤 電子回路組立		木材加工 電子回路組立																																																					
銅 賞 (第3位)			自動車整備					自動車整備	木材加工 木材加工	木材加工	木材加工	旋盤	木材加工			木材加工 ウェブデザイン 自動車整備 ・アプリケーション																																																					

報 告 事 項 (5)

高校教育課・特別支援教育課

件 名	令和4年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について
概 要	<p>(1) 採択に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むなど、学習指導要領のねらいに沿った適切な教科用図書を採択する。 2 採択に当たっては、特色ある学校づくり、生徒の実態及び学校の置かれている諸条件を十分に考慮し、各校の教育課程に適した教科用図書を採択する。 3 採択後は速やかに採択教科用図書及び採択理由を公表するなど、採択の透明性の確保を図る。 <p>(2) 採択の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各学校は、教科書選定委員会を組織して教科用図書の調査研究を行い、生徒や学校の実態に即して採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に報告する。 これをもとに、県教育委員会において十分な確認を行い、使用する教科用図書を年度ごと、学校ごとに教育長が採択する。 なお、各学校及び県教育委員会は、外部からの不当な働きかけ等により、教科用図書の公正確保に関し問題が生じることのないように十分に留意する。 2 高等学校で使用する教科用図書については、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」に登載されているものの中から採択する。 ただし、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書が発行されていない場合は、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第89条の規定により、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。 3 特別支援学校高等部で使用する教科用図書については、特別支援学校高等部用の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書が発行されていないことから、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条の規定により、各学校の教育課程との整合性を十分に検討した上で、適切な教科用図書を採択する。 ただし、高等学校の学習指導要領に準ずる教育を受ける者の教科用図書については、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」に登載されているものの中から採択するものとし、同目録に登載されている教科用図書を使用することが適当でない場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。 <p>(3) 採択の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 71校 3, 271点（詳細は別冊資料のとおり）

